

議事日程（初日） 平成30年9月6日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第39号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第40号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第41号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第42号 木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第43号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第44号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第45号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第46号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第47号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第48号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第49号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第50号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第51号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第19 報告第 4号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計継続費精算報告書について

- 日程第 2 0 報告第 5 号 平成 2 9 年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 1 同意第 2 号 木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 2 同意第 3 号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 4 選挙第 2 号 木曾岬町選挙管理委員会委員並びに同補充員選挙について
- 日程第 2 5 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
- 日程第 2 6 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 日程第 2 7 請願第 3 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 日程第 2 8 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	鎌 田 鷹 介 君	2 番	伊 藤 厚 紀 君
3 番	加 藤 眞 人 君	5 番	服 部 芙 二 夫 君
6 番	三 輪 一 雅 君	7 番	伊 藤 律 雄 君
8 番	中 川 和 子 君	9 番	伊 藤 好 博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山 北 哲 君	総務政策課長	伊 藤 啓 二 君
危機管理課長	小 島 裕 紹 君	会計管理者	服 部 孝 龍 君
産 業 課 長	平 松 孝 浩 君	建 設 課 長	浅 野 覚 君
住 民 課 長	山 田 克 己 君	福祉健康課長	松 本 大 君
税 務 課 長	藤 井 光 利 君	教 育 課 長	伊 藤 正 典 君
代表監査委員	深 津 和 男 君		

事務局出席職員

事務局長 白 木 悟 議会事務局 伊 藤 麻 美

=====

午前 9 時 0 分開会

○議長（伊藤好博君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第3回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長を初め執行部の皆さんにおかれましても、御出席ありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、平成29年度の一般会計及び特別会計の決算認定のほか、平成30年度の各会計補正予算並びに条例の制定など、いずれも重要な案件が提出されております。提案議案の内容につきましては、後ほど加藤町長より詳細な説明がなされると存じますので、議員の皆様方におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には、格段の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより平成30年第3回木曾岬町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤好博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

6番議席、三輪一雅君、7番議席、伊藤律雄君の御両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る8月31日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて御審議をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審議経過報告をお願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅委員長。

○6番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をいたします。

去る8月31日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法、議会運営委員会規定等に基づき、議長並びに副議長にも出席を求め、執行部より町長及び担当課長の出席のもとに、平成30年第3回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱

について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて、審議に入りました。

説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会開会日の提出議案は、平成30年度町一般会計及び特別会計の補正予算案件4件、条例の制定2件、平成29年度町一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定議案8件、報告案件2件、同意案件2件、諮問案件1件、選挙案件1件、請願案件4件の合わせて24件であります。

これらの議案について、十分に内容を審議した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識いたしまして、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

また、この審議議案の状況から、本定例会の会期日程についての審議では、先ほど申しました審議議案の状況及び委員会での審議日程などを考慮し、会期は、本日6日から21日までの16日間とし、十分な御審議を尽くしていただくことで承認をいたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、議長による諸般の報告並びに加藤町長よりは行政報告を行っていただくこととしております。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、議案第38号から議案第51号までの14議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、このたびは決算承認議案がありますので、代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。なお、上程議案は委員会への付託を予定しておりますので、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に審査を付託し、御審議いただくことの決定を諮っていただきます。次に、報告第4号及び報告第5号を一括上程し、町長より提案理由説明を行っていただき、その後、担当課長より詳細説明をしていただきます。次に、同意第2号及び同意第3号を個別に上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしています。次に、諮問第2号を上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、さきの同意案件と同様に討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしています。次に、選挙第2号を議長宣告により進めていただきます。その次に、請願第1号から請願第4号までの請願4件を審議していただきます。このたびの請願書は委員会付託を行わず、本会議で審査をしていただくこととして、上程後に紹介議員から趣旨説明を受け、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上で、平成30年第3回定例会の開会日は散会とさせていただきます。

なお、議案説明会を本日定例会散会後に委員会室にて行い、説明の時間が不足する場合は7日午前9時から引き続き行うことといたしておりますので、御報告させていただきます。

また、各常任委員会の日程は、既に配付させていただきました日程のとおり、教育民生常任委員会は9月11日午前9時から、総務建設常任委員会は9月13日午前9時から開

催することといたしました。

次に、定例会の再開日は9月19日午前9時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は5名の方が通告されており、それぞれ受け付け順に質問し、答弁をいただくことといたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第38号から議案第51号までの14議案を一括上程し、各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に関する委員長報告を行っていただきまして、その後にそれぞれの報告に対する質疑を行っていただきます。次に、報告第4号及び報告第5号を上程し、質疑を行っていただきまして、議会への報告は終了といたします。

以上をもって、本会議は散会とさせていただきます。

なお、本会議終了後に議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会閉会日は9月21日午前9時より再開し、議案第38号から議案第51号までの14議案を一括上程しまして、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせていただきます、議案採決については、それぞれ1議案ごと行っていただきます。次に、開会日に提案される請願4件が採択されたときには、ここで発議案として意見書の提出について御審議をいただく予定であります。

以上の審議の終了をもって閉会宣告をしていただき、平成30年第3回木曾岬町議会定例会は閉会といたします。

なお、常任委員会ごとに委員会の所管事項全般について幹部職員との意見交換の時間を設けさせていただくことで御了解をいただきましたことをあわせて御報告申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

平成30年9月6日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。

議会運営の皆様、御苦労さまでございました。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日9月6日から9月21日までの16日間とする旨の報告がございました。よって、今期定例会の日程は、委員長の報告のとおり、本日から9月21日までの16日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、諸般の報告をいたします。

まず初めに、三重県町村議会議長会の報告より申し上げます。

去る5月17日、理事会にて、長年会長を務められました朝日町議長の飯田徳昭会長から、議長会役員選挙申し合わせ事項により選考委員会による互選によりまして、南伊勢町議長の上村久仁会長へ交代がありましたので、御報告させていただきます。

また、8月8日の定例会総会において、会務の報告及び国、県への要望提出議題の議決を行いました。

8月22日に開催されました県関係部長との意見交換において、木曾岬町が直面する異常気象による排水対策に係る基準の見直し及び木曾岬干拓地への企業誘致を要望させていただきました。

次に、桑名広域清掃議会議員として、5月と8月に勉強会に出席をして、新ごみ処理の予算や今後の三重県RDF施設の跡地利用など、聞き取りしました。

それから、8月19日には、平成15年8月に発生したRDF貯蔵施設爆発事故の犠牲となられました方々への冥福を祈り、安全祈願祭に出席をしました。

8月22日の第2回定例会において、歳入歳出の決算並びに補正予算を議決いたしました。

8月24日には、桑名清掃組合議会として三重県知事並びに三重県県議会議長へ、これまで三重県RDF化構想のもとで進めてきたRDF事業を三重県は電気事業法の改正等により、RDF発電事業を来年9月までと廃止を決められました。これにより本組合は新たなごみ処理施設を建設することとなり、多額な費用が生ずることとなった。本組合のごみ固形燃料施設は老朽化や性能低下での放棄ではなく、県の施策的な原因であるので、県に強く新たなごみ処理施設建設費の市町財政負担の軽減と、県RDF発電所跡地の有益な活用などをまとめ意見書にし、提出してきました。

新たなごみ処理施設は今年1月に起工式を行い、2月から工事に着手しております。平成31年、来年ですが、9月に試運転開始となる予定でございます。翌平成32年の1月から稼働に向けて建設を進めております。

以上で諸般の報告を終わります。ありがとうございました。

日程第4 行政報告について

次に、日程第4、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いいたします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） どうも、皆さん、おはようございます。

一昨日の台風21号は徳島に上陸をし、日本列島を縦断して大変な被害を各地にもたらしました。当町においても台風に加えて、その影響で長時間にわたる停電が続きまして、

町民の皆さん方、そしてまた、被災された皆さん方には大変な御不自由やら御苦勞をなされておるところでございます。お見舞いを申し上げたいと思っておりますが、けさほど突然速報で、北海道は安平町、あるいは厚真町というんでしょうか、大変な震度6強という巨大地震が発生をして、今なお詳細がわからないようなまちもあるというようなことございまして、けさほどからそんなニュースが飛び込んでまいりました。北海道の被災地の皆さん方、そしてまた、台風21号で被災された皆さん方に心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、さて、本日、平成30年第3回の本曾岬町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方全員御出席を賜り、まことにありがとうございます。今期定例会に上程いただきます議案は、各会計の補正予算案、条例の制定、各会計決算の認定など、いずれも重要な案件ばかりでございます。何とぞ慎重審議、十分な御審議をお願いいたす次第でございます。

それでは、早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず、先ほど触れました台風21号による町内の被害状況について報告をさせていただきます。

一昨日襲来をした台風21号は、当町では伊勢湾台風以来と思われるほどの非常に強い勢力のまま日本列島に上陸をいたしまして、足早に日本列島を縦断いたしました。報道されているとおり、各地に大変甚大な被害をもたらしたところでございます。

当町においても、強風による倒木により、町道鍋田川線を初め一部路線で車両の通行に支障が出ましたことから、自主運行バスも午後の便から、中央線、源緑見入線を運休いたしました。また、停電におきましては、昨夜夕刻7時ごろの情報でございますが、町内では一部の家庭を除いてほぼ復帰したということでございますが、町民の皆さん方には長時間にわたって大変な御不自由やら御苦勞をいただいたということでございまして、何ともやるせない思いでございました。

当町が管理する下水道処理場やマンホール中継ポンプでも停電によりまして、管理にも支障を来し、応急処置により復旧までかなりの時間を要しました。電力の供給元である中部電力の桑名営業所長には、直接情報の提供と住民への早い周知並びに早期復旧対応を直接所長に申し上げた次第でございます。災害対策本部において行ったパトロール班からも家屋の損壊やハウス施設の倒壊、損傷などの報告も受けておりますが、具体的な被害総額、被害の内容については、関係機関により今現在調査中でございますので、御理解を賜りたいと思います。

この台風に対し、町は午前4時30分の暴風警報発令と同時に災害対策本部を設置いたしまして、午前8時までに町内全避難所を開設し、午前8時には自主避難を、そして、午前8時30分には避難準備高齢者等避難開始を発令し、その対応を図りました。

福祉教育センターを初めとする町内の3カ所の避難所には一時43人の方々が避難をされましたが、夕方までには全ての避難者の方々が帰宅され、午後5時54分の暴風警報解除により避難所も閉鎖いたしました。このたびの台風21号により被害に遭われた方々に対しまして、改めてお見舞いを申し上げます次第でございます。

次に、先般の西日本豪雨に対する当町としての被災地への支援状況について報告をさせていただきます。

6月28日から7月8日にかけて西日本を中心に広範囲にわたって大災害をもたらした西日本豪雨災害は、近畿や四国を中心に記録的な豪雨が続き、各地で土砂崩れや河川の氾濫が相次ぎ、大規模な被害が発生をいたしました。三重県では、総務省が構築した被災市区町村応援要綱に基づき、三重県が広島県熊野町への大綱支援団体に決定したことを受け、県と市町が一体となって、7月9日より派遣を開始いたしました。

この職員派遣は、熊野町からの要請が終了いたしました8月26日まで続き、この間に災害対策本部支援として7班、避難所運営支援として14班が編成され、県職員31人、市町職員103人の延べ140人の職員が従事をいたしました。当町からも交代で3人の職員を派遣し、被災地での支援作業に従事いたしましたところでございます。

この三重県からの派遣とは別に、三重県社会福祉協議会を通じまして要請のあったボランティアセンター運営支援にも1名の当町の社会福祉協議会職員を広島県呉市へ派遣しております。今後も要請のあった場合には、できる限りの範囲において、被災地からの要請に応じていきたいと考えております。

このように、近年全国各地を襲う局地的な豪雨、短期間記録的降雨とか台風など、風水害の発生過程が大きく変化し、はかり知れない災害が頻発いたしており、それだけに防災対策の大切さ、難しさというのを改めて痛感いたしているところでございます。

次に、防災訓練の結果について御報告を申し上げます。

8月11日に実施をいたしました夜間避難訓練には、町民の皆さんの自主的な参加を求めた訓練であったにもかかわらず、町内7カ所の避難所には、総数で456名の方々の参加をいただきました。

初めて実施した夜間訓練としては、参加していただいた住民の方々には、避難所への経路や避難に要する時間を把握していただくなど、一定の成果が得られたものと感じているところでございます。

また、先般9月2日に開催をいたしました防災訓練には600名余の方々に参加いただきました。このたびの訓練は役場庁舎及び駐車場を訓練会場といたしまして、消防団の方々及び国土交通省木曾川下流河川事務所、三重県防災対策本部、三重県警、桑名市消防本部、そして、陸上自衛隊第3普通科連隊などの方々にも御協力をいただき、研修、実技、複合型庁舎地震防災訓練、そして防災広場と、時間を分け実施させていただきました。

私は、就任当初から防災対策を最優先に取り組んでまいったところでございますが、現

在施工をいたしております南部地区の津波避難タワーが完成いたしますと町の防災計画に定める全ての施設が完成し、全住民の方々が避難できることになるわけでございます。

しかしながら、幾ら施設ができましたも、住民の方々に避難していただくなくては役に立ちません。また、災害が起きた場合には、役場職員では対応し切れない、あるいは対応できる体制をとり切れないときもあると考えているところでございます。大きな災害の発生が危惧される今だからこそ、自助、共助、公助、町民の皆さんみずからが主体となって、これまでの役場主導の訓練から町民主導の訓練へと大きく転換していく必要性を強く感じているところでございます。

今後も、こうした訓練に住民の方々が一人でも多く参加していただくことを願い、安全安心の町の基盤をしっかりと築いていきたいと考えておりますので、何とぞ皆さん方の御理解や御協力のほどをお願いいたします。

以上のことを申し上げ、平成30年第3回定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

- 日程第 5 議案第 38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 39号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第 40号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 41号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第 42号 木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 43号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 44号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 45号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 46号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 47号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 議案第 48 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 議案第 49 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 17 議案第 50 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 議案第 51 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

○議長（伊藤好博君） 日程第 5、議案第 38 号、平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてから日程第 18、議案第 51 号、平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてまでの 14 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程 5、議案第 38 号から日程 18、議案第 51 号までの 14 議案につきまして、その提案理由説明を申し上げます。

まず、日程 5、議案第 38 号、平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ 2,400 万円を増額し、予算総額を 29 億 2,400 万円とするものでございます。

その主な歳入の補正内容を申し上げますと、国庫支出金では法改正に伴う支援補助金などの追加及び県支出金では、従来から実施しております木曾岬干拓関連の事業調整制度の補助金、対象事業の内容と事業費の協議が調いでしたので、予算に計上するものでございます。繰入金におきましては、前年度からの繰越金が増額となったことから財源確保が図られ、減債基金からの繰入金を減額するものでございます。

以上が主な歳入予算の補正でございます。

次に、その主な歳出の補正内容でございますが、総務費の総務管理費では、図書館などへの来訪者への休憩空間を確保するための備品の購入費や、町制施行 30 周年記念事業として、新たに記念誌の発行及び庁舎銘板などの事業費を計上するものでございます。

民生費の社会福祉費では、国民健康保険会計の財政安定のための繰出金や介護ケアプラン作成委託費などの経費を計上するものでございます。

衛生費では、健康づくりに取り組むため健康マイレージ啓発用チラシの印刷費の計上、

消防費では、消防団員用安全装備品整備等助成事業費の内示がなされたことからこれらに係る経費の計上や、本年5月に竣工した防災センターの管理用備品の購入費などを計上するものでございます。

最後に、教育費の小学校費では校内階段用昇降機の設計費の計上と、小学校費、中学校費ともに、ブロック塀撤去などのネットフェンス設置費を計上するものでございます。

以上が一般会計補正予算の概要でございます。

次に、日程6、議案第39号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額から歳入歳出それぞれ497万5,000円を減額し、予算総額を8億2,002万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、本年度への繰越額が確定したこと、また、過年度交付金が確定したことや、本算定により本年度の保険料が確定したことによるものでございます。

歳出では、県の事業費納付金が確定したことから、既決予算を精査するものでございます。

次に、日程7、議案第40号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額から歳入歳出それぞれ342万7,000円を減額し、予算総額を1億3,357万3,000円とするものでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入では、本年度への繰越額が確定したこと、本算定により本年度の保険料が確定したことによるものでございます。

歳出につきましても、保険料の本算定に伴い、広域連合への納付金を精査するものでございます。

次に、日程8、議案第41号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ1,250万円を追加し、予算総額を5億1,250万円とするものでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入では、本算定に伴う介護保険料の補正及び前年度会計の決算による繰越金の確定のほか、県支出金、一般会計繰入金などを精算するものでございます。

歳出では、介護給付費の増加に備えて、介護給付費準備基金への積み立てを計上いたしております。また、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金について、国及び支払基金の交付金が確定したことから、返還額の補正を計上しております。

次に、日程9、議案第42号、木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定についてでございますが、町内企業の開発促進及び木曾岬干拓地の地区計画、区域内への企業などの誘致を促進するため、工場立地法の規定により緑地規制を緩

和するための条例を制定するものでございます。

次に、日程10、議案第43号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございますが、木曾岬干拓地への企業誘致を促進するため、国の法律に基づき誘致企業に対する固定資産税の優遇措置を設ける条例を制定するものでございます。

次に、日程11、議案第44号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、平成29年度町一般会計決算の歳入総額は4億3,731万6,226円、歳出総額は3億9,531万9,418円で、歳入歳出差引額が1億6,199万6,808円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額と事故繰越し繰越額を合わせて3,185万8,000円となり、実質収支額は1億3,013万8,808円となりました。

なお、この実質収支額に対し、地方自治法第233条の2の規定による措置として7,000万円を基金に繰り入れ、次年度に6,013万8,808円を繰り越す決算といたしております。

この決算額を前年度と比較しますと、歳入では1億2,686万4,254円、率にして2.9%の減額、歳出は1億9,265万6,830円、率にして4.6%の減額となりました。

歳入の主なものとしては、町税では9億7,833万8,926円の収入で、法人税収入などの減により665万円、2.5%の減額となりました。

地方交付税においては9億563万5,000円の収入で、普通交付税では、需要額の算定単価が減額されたことなどから523万6,000円の減額となりましたが、特別交付税では、算入される防災事業の単独事業費の増額などにより前年度に比べ1,724万円、13.9%の増額となりました。

国庫支出金では、国庫補助金の消防費国庫補助金の増額により1億687万円、45.1%の増額となりました。また、県支出金では、地域減災力強化推進事業や再生可能エネルギー導入事業の完了により4,996万円、21.9%の減額となりました。

財産収入では、基金取り崩しにより財政調整基金など一部の利子は減額となったものの、例年同様な土地の貸付収入により1,977万円となりました。

その他の重立った歳入としましては、複合型施設など建設のための財源確保のため、基本財産基金などを取り崩し、繰入金全体では昨年度に比べ6億9,228万円の増額となりましたが、町債は8億4,810万円の減額となっております。

次に、歳出の主なものを目的別に申し上げますと、議会費の決算額は5,429万9,946円となり、議員報酬及び職員の人件費の支出、議会広報紙の発行や議会研修などの経費でございます。

次に、総務費の決算額は14億2,968万6,368円でございますが、複合型施設

建設事業の支出額が減となったことなどから、前年度より4億4,462万円の減額となっております。

職員人件費及び庁舎、公用車などの財産管理経費並びに自主運行バスの運行委託費、木曾岬干拓の排水機場運転管理費、高度情報処理及び複合型施設建設事業費などを支出しております。

次に、民生費の決算額は6億7,552万2,642円であり、幼稚園・保育園改修工事や介護保険特別会計への繰出金の増額などから、前年度より3,078万円の増額となっております。

老人福祉、児童福祉、障がい者福祉などの扶助費及び保育所の運営経費などの支出を初め、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、それぞれの特別会計へは総額で1億9,499万1,506円を繰り出しております。

衛生費の決算は2億2,360万3,096円となり、健康づくりのための健康診断及び予防接種並びにし尿処理の負担金を桑名・員弁広域連合へ952万円、ごみ処理の負担金を桑名広域清掃事業組合へ8,552万円を支出しております。

次に、農林水産業費の決算額は2億2,651万219円でございますが、担い手に対する経営強化支援事業が完了したことなどから、前年度より3,578万円の減額となっております。主に生産調整推進対策事業や土地改良事業、湛水防除事業などに要した費用となっております。また、農業集落排水事業特別会計へは6,893万円の繰り出しを行っております。

次に、商工費の決算額は1,200万457円となり、鍋田川堤防の桜管理費及び町観光協会事業への補助金や消費拡大対策費などを支出しております。

次に、土木費の決算額は3億7,223万2,823円でございますが、公共下水道事業特別会計への繰入金の減額などから、前年度より3,735万円の減額となっております。町道の維持管理経費及び新設改良工事並びに都市公園などの管理費が主なものでございます。

なお、土木費から公共下水道事業特別会計へは2億1,979万3,000円の繰り出しを行っており、農業集落排水事業特別会計への繰出金を合わせますと、2億8,872万円をし尿処理及び生活排水処理のための費用の一部として一般会計から支出したことになるわけでございます。

次に、消防費の決算額は5億1,341万5,681円となっており、防災施設の整備により、前年度より2億2,635万円の増額となっております。主に消防と救急業務の事務委託料に8,720万円を支出し、災害対策費では、北部地区津波避難タワーや防災センターの建設、上流排水機場の外づけ階段の設置及び防災行政無線デジタル化更新工事などを実施いたしました。

最後に、教育費の決算額は3億5,252万6,189円となっております。図書館の

開館などによりまして、前年度より6,488万円の増額となっております。小中学校及び幼稚園でのよりきめ細やかな教育の充実や、施設環境の整備、文化・スポーツ振興など、社会教育の充実のための諸施策を実施いたしました。

以上が平成29年度決算の主な歳入歳出の状況でございますが、この決算の内容を分析しますと、町税が23.6%、地方交付税が21.9%、国・県支出金が12.6%、町債の8.1%が主な歳入の構成割合となっており、町税や使用料などの自主財源が46.3%、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が53.7%と、自主財源比率が前年度に比べて12.5ポイント上昇いたしました。これは、前年度に比べ地方債が8億4,800万円余減少したことなどが影響し、自主財源の比率が上昇したものでございます。

平成29年度の財政力指数は0.522で、前年度に比べ0.012ポイント上昇しましたが、引き続き財政事情の厳しい中でさまざまな行財政課題に対処するためには、計画的かつ弾力性を持った財政運営に一層の努力を払っていく必要があると考えているところでございます。

次に、日程12、議案第45号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で9億3,527万2,866円、歳出総額では9億3,226万9,431円となり、実質収支額は300万3,435円となりました。この額が平成30年度への繰越額となるものでございます。

平成29年度の概要を申し上げますと、被保険者数は1,739人で前年度より46人減少しており、医療費の保険者負担額は5億5,746万円と、前年度と比較して412万円の減額、率にして0.7%減少しました。この主な要因は、被保険者数の減少によるものでございますが、1人当たりの医療費は若干増加している状況となっております。

保険料の収入状況につきましては、現年度分で92.4%、前年度と比較して1.7%の上昇となりました。これは、国保連合会の徴収アドバイザーから徴収指導を受け、財産調査など滞納整理を実施したことによるものでございまして、今後もこの経験を生かし、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、日程13、議案第46号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で1億2,719万9,893円、歳出総額では1億2,566万1,030円となり、実質収支額は153万8,863円となりました。この額が平成30年度への繰越額となるものでございます。

平成29年度の概要を申し上げますと、被保険者数は880人で前年度より25人増加しており、医療費の保険者負担額は6億7,889万円と、前年度と比較して7,840万円の増加、率にいたしまして13.1%上昇いたしました。当町の医療費は他の市町と同様に年々増加しており、この要因は、被保険者の増加による受診件数や高額治療が増加していることにあります。当町においても、今後、高齢化が急速に進み、医療費も増加の一途をたどることが予測されていることから、国保同様に、健康診査の受診率を高めるほ

か、保健事業などの予防手段も積極的に行い、早期発見、早期治療を図っていく必要があると考えております。

次に、日程14、議案第47号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、平成29年度における65歳以上の第1号被保険者数は1,977人で、前年度より36人、1.9%増加しており、高齢化率は30.9%、また、要介護認定者数は228人で、前年度の231人と比較して微減となっております。

平成29年度の本会計決算は、歳入総額が4億8,478万4,292円、歳出総額は4億6,846万5,316円で、実質収支額は1,631万8,976円となり、これが平成30年度への繰越額となります。

歳入においては、保険料と保険給付費などに係る公費負担金が主なもので、その他には前年度の繰越金でございます。

歳出の主なものは、要介護認定を受けた方の介護サービス利用に係る保険給付費で、全体支出額の88.9%を占めており、前年度より約1,900万円の増額となりました。保険給付費の内訳では、訪問、通所など居宅サービスが34.8%、特別養護老人ホームなど施設介護サービスが43.5%を占めております。そのほかには、地域支援事業費として地域包括支援センターに委託している相談事業や、平成29年度より通所型サービス事業、在宅医療・介護連携推進事業を実施いたしました。

次に、日程15、議案第48号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で299万9,949円、歳出総額では291万7,002円となり、実質収支額は8万2,947円で、この額が平成30年度への繰越額となるわけでございます。

この会計は、公共用地の先行取得と保有する土地の財産管理を行う会計となり、歳入では保有財産の貸付収入が主なものでございまして、歳出では、保有財産の維持管理に要した費用及び保有財産の貸付収入を町一般会計へ繰り出した決算となっております。

次に、日程16、議案第49号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、平成29年度における農業集落排水事業4処理区の概要といたしまして、処理区域内人口が2,245人に対しまして水洗化人口は2,238人で、水洗化率は99.7%と、前年度と同水準となりました。

決算額は、歳入総額が9,962万6,704円で、歳出総額が9,475万6,600円で、実質収支額である487万104円を平成30年度へ繰り越しをいたします。

主な歳入といたしましては、下水道使用料2,525万6,378円や、一般会計予算からの繰入金6,893万3,000円などとなっております。

次に、歳出でございますが、一般事務費や料金の賦課徴収、下水道施設の運転管理、機器の維持修繕などに要する施設管理費が5,471万3,487円、また、施設建設に要

した地方債の元利償還金に当たる公債費が4,004万3,113円でございます。

次に、日程17、議案第50号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算年度における概要といたしまして、処理区域内人口4,116人に対し水洗化人口は4,068人で、水洗化率は98.8%と、前年度に比べ0.2ポイント増となりました。

決算は、歳入総額が3億27万9,193円で、歳出総額が2億9,580万3,015円となり、実質収支額は447万6,178円で、この額を平成30年度へ繰り越しをいたします。

主な歳入は、下水道使用料449万7,364円や、一般会計予算からの繰入金2億1,973万3,000円、国庫支出金2,244万円などでございます。

次に、歳出でございますが、料金の賦課徴収、処理場施設の運転管理、下水道施設の維持修繕や更新に要する経費といった施設管理費が1億3,778万6,330円、施設建設に要した地方債の元利償還金である公債費が1億5,801万6,685円でございます。平成29年度は、下水道長寿命化計画に基づきマンホールポンプの更新工事や、平成30年度から工事に着手する処理場の電気設備更新工事に係る詳細設計などを行いました。

次に、日程18、議案第51号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてでございますが、会計年度中の業務の概要を申し上げますと、給水栓数は2,638個で、前年度に比べ6カ所ふえました。年間配水量は93万2,024立方メートルで、日平均配水量は、契約水量4,800立方メートルに対して2,561立方メートルとなっております。有収水量は89万2,149立方メートルで、前年度から8,436立方メートル減少しましたが、有収率は95.7%で、前年から2.1ポイントの増となりました。

次に、平成29年度の収益的収入の支出でございますが、水道使用料などの営業収益を主とする収入の決算額は1億6,963万7,913円となりました。また、支出の決算額は、この収益を得るために要した水道事業費用として1億7,161万5,854円となりました。

平成29年度の純損失は277万5,166円と、前年度より1,245万円余り損失が減少した決算となりました。これは、前年度には弘法池受水場タンク塗装工事や、新庁舎建設に伴う中央監視システム移設工事といった費用を要し、純損失が高額となったことに起因するものでございます。

次に、事業資産を形成するために要する資本的収支の決算は、収入が新規9件、臨時2件の加入者負担金、支出では、計画的に進めております老朽化した配水管の布設替え工事と量水器の購入費でございます。

以上、上程を賜りました14議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、細部につきましては、所管課長がそれぞれ説明をさせていただきますので、何と

ぞ慎重な御審議を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、過日、平成29年度の町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、それぞれの会計の歳入歳出に関して決算審査が実施されておりますので、深津和男代表監査委員より決算報告を行っていただきます。

○代表監査委員（深津和男君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 深津和男監査委員さん、よろしく願いいたします。

○代表監査委員（深津和男君） 御指名がありましたので、監査委員2名を代表いたしまして、平成29年度木曾岬町各会計決算に関する審査結果を御報告申し上げます。

本年度の決算審査は、去る7月10日に平成29年度木曾岬町水道事業会計を行い、7月18日、19日、20日の3日間にわたる日程で、平成29年度の木曾岬町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、土地取得特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、伊藤律雄監査委員とともに地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、当町の役場会議室において対面による審査を実施し、7月20日には関係者の出席をいただいて講評を行いました。

審査に当たりまして、私たちは町長から提出された各会計に関する帳簿、書類を閲覧し、これらが地方自治法、木曾岬町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き、関係者の説明を聴取し、あわせて定期監査及び例月出納検査結果をも考慮して、関係諸帳簿並びにその他証書類との照合等、通常実施すべき審査の手続を実施いたしました。

その結果、いずれの会計も歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法、木曾岬町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びにその他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われていると認められました。

また、基金の運用状況を示す書類については、審査の結果、計数は誤りのないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理も適正に行われていると認められました。

審査結果の詳細は、既に皆様のお手元に配付されております決算審査意見書に詳しく記述しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、総括的意見につきましても審査意見書に明記しておきましたが、歳入面におきましては、一般会計におきまして税収の収納率は前年より若干向上しましたが、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計では、収納率の低下が見受けられました。また、不納欠損に関しては、国民健康保険特別会計で収入未済額並びに不納欠損処分額が増加しております。こうした現状から、今後とも税や料の賦課徴収に当たっては、積極的

な滞納整理などに心がけ、住民負担の平等、公平性に期するようにされ、町財政の健全化の観点から、なお一層の努力は望まれるところでございます。

また、歳出においては、事務事業等の予算の早期執行を図り、投資効果を生み出すとともに、より効率的な運営と進行管理により年度末によく予算を点検して、多額の不用額が生じないように努めていただきたいと思います。

そして、各種団体等に対する補助金に関しては、公益性の観点から、交付後の活用実態を把握し、絶えず点検、見直しするように心がけ、団体育成の観点からも、より適正な執行と管理に努めていただきたいと思います。

最後に、今後とも施策の展開に当たりましては、特定財源を確保するなど、財政構造の健全化を推し進めるとともに、安心して住み続けることができる住民自治活動の補助金を活用するなど、災害に対する安全性を高め、自然を生かすまちづくり、環境と産業が調和した特色あるまちづくり、農漁業の新たな展開や人づくりに向け、複合型施設の完成を機に、さらなる多方面の取り組みに期待をいたします。

以上で、平成29年度決算審査報告を終わります。

平成30年9月6日、代表監査委員、深津和男。ありがとうございました。

○議長（伊藤好博君） ありがとうございました。

代表監査委員による決算認定に関する監査報告を行っていただきました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。休憩時間は20分程度として、再開は10時30分といたします。

午前10時11分休憩

午前10時30分再開

○議長（伊藤好博君） それでは、休憩を解き、本会議に戻します。

ただいま上程しております議案について、総括質疑の事前通告を昨日9月5日正午まで受け付けました。通告を受けておりますのは、6番議席、三輪一雅君、1人でございます。

発言は自席で行っていただきます。

なお、質疑は、簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、6番議席、三輪一雅君の発言を許します。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 議案第38号について質問をさせていただきます。

本年度の当初予算より計画をされておりました、そして、今回の補正予算にも追加計上されました町制30周年記念事業予算であります。

加藤町長が初当選された直後の10年前には町制20周年事業を開催し、その5年後には町制25周年事業が開催されました。そして、また30周年事業が行われる予定となっております。確かに民間企業などでもこのような〇〇周年記念事業というのが行われること

があるわけですが、そこには、それによつてのブランド力や社員の結束力向上など、企業価値を高める明確な理由があると思われまふ。

しかし、以前から感じていたのは、自治体レベルではそれらを感じにくく、その必要性が何なのかわかりづらいなというふう感じておりました。この〇〇周年事業というのは、誰のため、何のために開催するものなのかということをお聞きしたいです。

それから、5年置きに周辺自治体の首長さん方を来賓招待してまで式典を行っているわけですがけれども、そういうのを開催する自治体は余り聞いたことがありません。この開催頻度の理由はどう考えればいいのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君の質疑に、町長、御答弁願ひます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。自席で結構です。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの6番議席、三輪一雅議員の通告いただきました総括質疑に対して御答弁を申し上げます。

町制施行30周年記念事業予算につきましては、本年度の当初予算においてその概算事業費として承認をいただき、今期定例会においては事業の精査をいたしまして、関連予算の追加補正を計上いたしているところでございます。

一般に、自治体が行う周年記念事業は、市制あるいは町制の施行から一定年が経過した年に行う記念事業でございまして、その開催につきましては、それぞれ各自治体によってさまざまございます。

当町が記念事業を行うそのコンセプトは、町民の皆様と先人、先輩の方々ともどもに歩んできた道のりを振り返り、将来に向かって木曾岬町の未来を見通して、町民の皆様とともに我が町の誇りを感じ、そして、愛着をさらに高めていただきたく、こうした機会として式典を開催して、さらには、当町の認知度、存在感を町内外に向けて発信することにございます。

また、本年、町制施行30周年記念事業を実施するのは、木曾岬町は平成の時代とともに町制施行されまして、さらには、新たに県境、町境が確定をいたしまして、新輪1丁目、新輪2丁目が生ずるなど、まさに平成の時代とともに木曾岬町は発展を遂げてまいったことは、皆さん方、御承知のとおりでございます。

その平成の時代が、皇位継承によりまして平成から新しい元号に変わり、新しい歴史が始まろうとしているわけでございます。新たな時代に向かっていく私たちのこの町の姿を改めて町の内外に広く発信し、人をつなぐ、町をつなぐ、交流と連携の輪をさらに広げていきたいと計画をするものでございますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。三輪一雅議員からの総括質疑に対する答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君、よろしいでしょうか。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） おおむね想像していた答弁をいただきました。

そういうことだろうとは思いますが、1つだけ確認したいのは、5年置きにやられてきたということはやっぱり頻度が高いなというふうに思いまして、余り近隣の周辺の自治体さんでもないことかなと。20周年をやられたときには20年だからというふうに言われて、25周年のときは四半世紀だからというような説明もあったかなというふうに思いましたけど。

1点だけ聞きたいなと思ったのは、仮にですよ、これは。町長がまた今度町長になられたときには35周年というのはまた考える、そういうようなお考えを持ってみえるのか、別にそれを聞きたいわけじゃないんですが、もともとそういう考え方を持った考えでこういう5年置きにやられてきたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長、答弁を願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 三輪議員の再質問でございますが、何年置きにやるのが妥当か、適当かということにもなるかと思いますが、実は20周年も25周年も30周年もそうなんですが、近隣の市町、私の承知する範囲ではいろんな式典がございます。特に市制だとか、そういったことに大きな式典をなさっておられます。私自身も同じ市町に短期間の間で大きな式典に2回行った市町もたくさんございますので、それは、一定の10年とか、節目をどう捉えるかということになるかもしれませんけれども、私は、他の市町、近隣市町においても、短期間の間に同じ自治体から来賓として招待を受けて出席をさせていただいております。

ですから、その点は、私は特に三輪議員さんがおっしゃられるような考え方には立っておりません。むしろ、どこの市町さんも式典に当たって多くの御来賓やら市民、町民の出席をいただいて式典をなさるといのは多いのではないかなと。そして、最近、岐阜県のある市からも招待を受けておるようなことでございまして、どこの市町もやはり自分の町の発信と、そして、広域の交流、連携の輪を広めていこうということを非常に重要視されておられるという傾向にあるように思っておりますので、そういった意味合いにおいて、ストレートに市制5周年というのをやられる市町もあるくらいですから、私は、それは特に思っておりません。

どういった意味合いの式典でもってやっていくか、それは先ほど最初の答弁でも申しましたように、私はやはり、そこにしっかりとしたコンセプトを持ってやって、町民の皆さんと、そしてまた、町外の皆さんとお互いに、どういいますか、木曾岬町を発信して交流ときずなを深めていきたいと、そのように考えておるところでございますので、御理解を

賜りたいと思っております。

○議長（伊藤好博君） 三輪一雅君、よろしいでしょうか。

○6番（三輪一雅君） 結構です。

○議長（伊藤好博君） 通告をいただいております質疑は以上です。

ここで総括質疑を終了いたします。

なお、ただいま上程しておりますそれぞれの議案の質疑は9月19日に行います。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題としております日程第5、議案第38号から日程第18、議案第51号までの14議案を各常任委員会に付託することにしたいと思っております。

総務建設常任委員会に付託する議案は、議案第38号の一般会計補正予算のうち所管部分、議案第42号及び議案第43号、それから、議案第44号の一般会計歳入歳出決算認定のうち所管部分、議案第48号から議案第51号までの8議案を、また、教育民生常任委員会に付託する議案は、議案第38号の一般会計補正予算のうち所管部分、議案第39号から議案第41号、議案第44号の一般会計歳入歳出決算認定のうち所管部分、議案第45号から議案第47号までの8議案をそれぞれの所管する委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第38号から日程第18、議案第51号までの14議案は、それぞれの所管する常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19 報告第4号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計継続費精算報告書
について

日程第20 報告第5号 平成29年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第19、報告第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計継続費精算報告書について及び日程第20、報告第5号、平成29年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括上程し、議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程19、報告第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計継続費精算報告書について御説明を申し上げます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、継続費として承認をいただい

た複合型施設建設事業が終了したことにより、その精算報告をさせていただくものでございます。

次に、日程20、報告第5号、平成29年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めによりまして、平成29年度決算に基づく木曾岬町の健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、監査委員の意見を付しまして議会に報告させていただくものでございます。

以上、上程を賜りました2議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、細部につきましては、総務政策課長から説明をいたしますので、何とぞ十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、報告第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計継続費精算報告書についての説明を申し上げます。

地方自治法第145条第2項の規定により、平成29年度木曾岬町一般会計継続費が終了いたしましたので、別紙のとおり精算報告書を調製いたしましたので、報告を行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、報告書をごらんいただきたいと思います。

対象事業は、2款総務費、1項総務管理費の複合型施設の建設事業費でございます。平成27年度から平成29年度にわたる継続事業で施行した事業費の全体計画の年割額と、実績の支出済額とその財源について報告をするものでございます。

平成25年度から平成27年度にわたり暫時予算を逐次繰り越しし、事業の進捗に合わせて部分払いを行いながら、平成29年度の精算に至ったものでございます。

複合型施設の建設事業費は、精算支出済額が、この支出済額の最下段でございますが、24億8,516万3,160円、うち一般財源は2,470万8,777円でございます。詳細等につきましては、精算報告書の数字をごらんいただきたいと思います。

次に、報告第5号でございます。

平成29年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告するものでございます。

ページ、めくっていただきまして、健全化比率、資金不足比率等の内容について説明を

させていただきます。

この報告は、地方公共団体の深刻な財政悪化を未然に防止することを目的とし、表題にありました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の財政指数を報告申し上げるものでございまして、平成20年度から施行されたものでございます。

上段の表が法第3条1項に定める健全化判断比率でございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4項目となります。また、下段の表が法第22条第1項の定めによる公営企業会計を対象とした資金不足比率となっております。この比率が基準値以上になりますと、財政健全化のために再生計画を策定しなければならないことになります。

まず、上段①の実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を加えた普通会計と呼ばれる会計の区分におきまして、資料上段にあります標準財政規模20億9,349万4,000円に対する実質赤字額の割合を示すものでございます。

今期の決算で、一般会計は1億3,013万8,808円の黒字、土地取得会計も8万2,947円の黒字で、国の示す早期健全化基準値が15%、財政健全化基準値が20%で、いずれも該当するところではございませんでした。

次の②の連結実質赤字比率は、町の一般会計と特別会計、企業会計を連結したもので、この全ての会計の赤字額と標準財政規模との比率で、水道会計では単年度収支比率で赤字となっておりますが、補填する剰余金を有しておりますことから、今期決算ではいずれの会計でも赤字が生じておりませんので、算定指数はなく、該当はございませんでした。

次の③の実質公債比率、地方債の元利償還金を標準財政規模で割った3カ年の平均値でございまして、これが2.7%、前年が3.8%でございましたので、マイナスの1.1%となりました。平成29年度におきましては、総務債や農林水産事業債を発行いたしました。近年、借入れの庁舎建設債などの元金償還が始まっていないことや、過去の道路事業債、下水道事業債などの償還ピークが終わっていることから、比率減少につながったものでございます。平成28年度における公債費の県下の平均値は7.4%、全国の平均値も7.4%となっております。

次に、④の将来負担比率は、一般会計の地方債の現在高に企業会計の借入金、広域連合などの一部事務組合等の町負担金の見込み額、設立法人の町負担額などを合わせたものなど、町の背負う全ての負債、負担金から、町が保有する基金の総額、地方債の償還に際し交付税に算入される基準財政需要額算入額を差し引いたものを標準財政規模で割ったものが将来の負担比率となります。

木曾岬町では、負担額より基金や交付税などの充当可能財源が上回り、算定指数がございません。これは、借入金よりも保有する財源、資産が上回っているということでございます。平成28年度の報告では、算定指数のなかったのは、県下では13団体に限ったことでございます。

下段の資金収支比率は、水道や下水道など、それぞれの企業会計の会計ごとに資金の不足額を事業の規模で割ったときの比率でございます。木曾岬町の水道事業は流動負債を流動資産が大きく上回ることや、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計は、町からの繰入金を行いましたのでいずれも不足額を生じることはなく、算定指数はございません。

説明は以上でございます。

なお、報告書の次に添付いたしました監査委員の報告書を添えまして、報告第5号、財政健全化判断比率、資金不足比率の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

この議案の質疑は9月19日に行います。

日程第21 同意第2号 木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第21、同意第2号、木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

ここで、山北教育長、一時退席をお願いいたします。

〔山北教育長退場〕

○議長（伊藤好博君） それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程21、同意第2号、木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、教育委員会教育長、山北哲氏が平成30年9月30日に任期満了となりますことから、同氏に再任のお願いをすることとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、同意を求めるものでございます。

山北哲氏は、人格も高潔で教育行政に関し見識を有し、適任であると確信をいたしておりますので、引き続き教育長として適任であると存じますので、よろしく御同意のほどをお願いする次第でございます。

なお、細部につきましては、教育課長より御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○教育課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） 同意第2号、木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を

求めることについての御説明をさせていただきます。

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

下段、提案理由として、木曾岬町教育委員会教育長、山北哲氏が平成30年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を教育長に任命しようとする。これがこの議案を提出する理由である。

任命しようとする者として、住所、桑名市東方2263番地12、氏名、山北哲、生年月日、昭和21年7月28日。

再任をお願いする山北哲氏におかれましては、平成19年4月18日に教育委員会委員に就任後、同年4月20日に教育委員会で教育長に任命されて以来、引き続き教育長としての職責を務められております。

教育長に就任されてから、平成20年には幼保一体化園の設置や、夢とふれあい教育基金の有効活用として、就学奨励金の貸し付け、土曜チャレンジスクール事業の実施に取り組みました。

さらに、平成23年には木曾岬町の教育の基本となる木曾岬町教育振興基本計画を策定し、その計画に基づき、学校教育分野では、少人数授業の推進、教職員の研修や補充学習の充実など、子どもの学力の定着、向上に、また、学習環境の整備では、全教室に電子黒板並びに拡大投影機を設置するなど、ICT教育の環境整備にも尽力されました。加えて、平成22年度には小学校、平成25年度には中学校に米飯給食を導入し、児童生徒の健康促進に注力されました。

また、地域に開かれた学校づくりを積極的に推進し、平成28年度には学校運営協議会制度を導入し、保護者や地域と一体となって子どもの育ちを育む地域とともにある学校づくりへの転換を図り、学校や幼稚園の創意工夫を生かした特色ある学校づくりに尽力されました。これらの働きを受け、地域住民による新たな子どもの学習支援組織、木曾岬子ども未来塾が設立されるなど、地域に与える効果が見られるに至っております。

社会教育、生涯教育の分野においては、木曾岬町文化協会の設立、木曾岬音頭・小唄保存会並びに櫻華太鼓保存会の設立、伊勢湾台風から50年史の監修及び伊勢湾台風体験者からの聞き取りを映像として残すなど、地域の文化振興や生涯学習の振興、発展に大きく寄与されました。

また、さらなる社会教育、生涯教育の推進を目指し、本年1月に開館を迎えた町立図書館と町民ホールの機能を兼ね備えた教育文化棟の建設にも尽力するなど、長年にわたり教育行政を牽引していただいております。木曾岬町の教育振興に関して識見をお持ちでありますことから、引き続き教育長として適任であると考えておりますので、議員の皆様方に御同意いただきたくお願いを申し上げます。

なお、任期は、平成30年10月1日から平成33年9月30日の3年間でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 事務局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第2号について、御質疑があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第21、同意第2号、木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

山北教育長の入場をお願いいたします。

〔山北教育長入場〕

○議長（伊藤好博君） 山北哲教育長にお伝えいたします。

ただいま教育長の任命同意が可決されました。ここで御挨拶がありましたら、お願いいたします。

山北教育長。

○教育長（山北 哲君） ただいま議長さんの報告を受けまして、引き続き教育行政に携わらせていただくのだなと決意を新たにしたところでございます。

頭をよぎりますのは、取り組み半ばである懸案事項とか、あるいは国の教育動向に対する対応とか、さまざまな課題が頭をよぎります。これまでさまざまな場面で議員の皆様にも御相談申し上げ、御協力を申し上げて取り組んでまいりました。教育長として、今後もその職責を果たすことができるように努力をしてまいり覚悟でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。

日程第22 同意第3号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

○議長（伊藤好博君） 続いて、日程第22、同意第3号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程22、同意第3号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、教育委員会委員、白木修氏、並びに大橋洋平氏の両氏が、この平成30年9月30日に任期満了となりますことから、両氏に再任のお願いをすることとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき、同意を求めるものでございます。

白木修氏、大橋洋平氏の両氏におかれましては、人格も高潔で、教育、学術及び文化の各分野に関し見識を有し、適任と確信をいたしておりますので、引き続き教育委員として適任であると存じます。何とぞ議会の皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、細部につきましては教育課長より御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○教育課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） 同意第3号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての御説明をさせていただきます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

下段、提案理由として、木曾岬町教育委員会委員、白木修氏、大橋洋平氏が、平成30年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き両氏を教育委員に任命しようとする。これがこの議案を提出する理由である。

任命しようとする者として、住所、桑名郡木曾岬町大字西対海地45番地、氏名、白木修、生年月日、昭和24年7月19日、住所、桑名郡木曾岬町大字小林24番地、氏名、大橋洋平、生年月日、昭和38年9月12日。

再任をお願いする白木修氏におかれましては平成7年5月17日に、また、大橋洋平氏におかれましては平成24年10月1日に委員として就任して以来、さまざまな課題を抱える教育の現状に対して、長年にわたり当町の教育振興のため、また、子どもたちの健全育成のため、開かれた教育行政を推進していただいております。

両氏におかれましては、人格的にもすぐれておられ、教育、学術及び文化の各分野に対

しての造詣は深く、高い識見をお持ちでありますことから、引き続き教育委員として適任であると考えておりますので、議員の皆様方に御同意いただきたく、お願い申し上げます。

なお、教育委員会制度改革において、委員の任期満了日が特定の年に偏ることがないよう委員の任期を定めることができる特例が設けられており、現任委員の任期満了と重ならないよう、白木修氏の任期を平成33年9月末までの3年とし、大橋洋平氏については、法令どおり4年とするものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第3号について、御質疑のあります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 同意第3号ですが、2名の方の人事案件を1議題とすることはおかしいのではないのでしょうか。例えば、1名の方は同意する、1名の方は同意しないとなった場合、この同意案件についてはどういう立場になるのでしょうか。お二人を一緒にする同意案件ではなくて、提出されるならきちんと同意第3号、第4号と上げるべきではなかったのですか。

○議長（伊藤好博君） ここで暫時休憩といたします。自席でお待ちください。

午前11時11分休憩

午前11時14分再開

○議長（伊藤好博君） 休憩を解き、本会議に戻します。

ただいま中川議員より委員の任命について、2名ですので分けたほうがいいのではないかという発言がございました。それに対してお答えいたします。

上程した同意第3号には2名の教育委員の名前で上げられておりますが、それに対しての採決は1名ずつ採決をとります。

議運に上程をされて、本日の9月6日開会日の日程どおり進めてまいっておりますので、中川議員も議運の委員でありますので、御了承願いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） それでは、日程に従い、進めさせていただきます。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、８番」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。

〔「議長、８番」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） これより議案採決に入ります。

〔「議長、８番、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） ８番議席、中川和子君。

○８番（中川和子君） 採決には参加しませんので、退席します。

〔中川和子議員退場〕

○議長（伊藤好博君） これより議案採決に入ります。

日程第２２、同意第３号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、個別に採決します。まず、原案の白木修氏を教育委員に同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、白木修氏を原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、原案の大橋洋平氏を教育委員に同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、大橋洋平氏を原案のとおり同意することに決定しました。

〔中川和子議員入場〕

日程第２３ 諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第２３、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦についてを上程し、これを議題といたします。

中川議員に申します。

議場の閉鎖は議長の責任でもって行いますので、勝手に行わないようお願いいたします。

加藤町長、提案理由説明をお願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程２３、諮問第２号、人

権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員、木下通子氏が、この平成30年12月31日をもって任期満了を迎えることから、新たにこのたび白木俊正氏を候補者として推薦しようとするものでございます。

白木氏は、大学を卒業後、一般企業に就職されましたが、その後、寺の住職を勤められており、人格、見識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解もあり、人権擁護活動に積極的に従事していただける方でございますので、何とぞ議員の皆様方の御同意をお願い申し上げる次第でございます。

なお、詳細につきましては住民課長から説明をさせていただきますので、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山田住民課長。

○住民課長（山田克己君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について説明させていただきます。

木曾岬町人権擁護委員、木下通子氏が平成30年12月31日付で任期満了となることから、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

候補者名でございます。住所、三重県桑名郡木曾岬町大字外平喜211番地、氏名、白木俊正、生年月日、昭和54年10月8日生まれ、38歳の方でございます。

なお、任期は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

諮問第2号について、質疑があります方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案も人事に関するものでございます。よって、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第23、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、採決をいたします。

本件は原案のとおり適任者と認めるものとして、答申することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。

したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任者として認めるものとして答申することに決定いたしました。

日程第24 選挙第2号 木曾岬町選挙管理委員会委員並びに同補充員選挙について

○議長（伊藤好博君） 続きまして、日程第24、選挙第2号、木曾岬町選挙管理委員会委員並びに同補充員選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。休憩は自席でお願いいたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（伊藤好博君） 休憩を解き、本会議に戻します。

選挙管理委員には、樋靖臣君、鷲野正之君、服部正美君、諸戸清和君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。したがって、指名いたしました樋靖臣君、

鷲野正之君、服部正美君、諸戸清和君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、鈴木光春君、松田信芳君、後藤友子君、伊藤知己君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。したがって、指名いたしました鈴木光春君、松田信芳君、後藤友子君、伊藤知己君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま指名しました順序によるものしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま指名いたしました順序に決定しました。

日程第25 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

日程第26 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

日程第27 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

日程第28 請願第4号 防災対策の充実を求める請願書

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第25、請願第1号から日程第28、請願第4号までの請願書4件を上程し、これを議題といたします。

事務局長に請願文書表を朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） ここで暫時休憩といたします。自席でお待ちください。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（伊藤好博君） 休憩を解き、本会議に戻します。

ただいまの請願の要旨のところを再度局長に朗読させていただきます。

○議会事務局長（白木 悟君） 4のところよろしいですか。

受理番号4、朗読を間違えましたので、趣旨説明をもう一度読ませさせていただきます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） 請願書の審議については、会議冒頭に議会運営委員長より、委員会付託を省略して本会議において審議する旨の報告がなされました。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま上程しました請願4件の審議については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、上程しました請願第1号から第4号の請願4件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、請願書の審議に入ります。

日程第25、請願第1号から日程第28、請願第4号までの4件の請願書について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） では、請願書の朗読でもって趣旨説明にかえさせていただきます。

1つ目の請願ですが、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書です。請願の趣旨。

義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

しかしながら、1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費などは一般財源の中に組み込まれています。例えば学習指導要領等改定によりプログラミング教育などが導入されていくにもかかわらず、教育用コンピューター機器端末の整備状況は、都道府県で格差があります。さらに、教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画では、より高い水準の目標値が掲げられましたが、引き続き一般財源による地方財政措置となっています。

義務教育の水準を安定的に確保し、地域間格差が生じないようにするためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要です。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を強く切望するものです。

2つ目の請願ですが、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書です。

請願の趣旨。

子どもたちの豊かな学びの保障に向け、教職員定数改善計画の策定、実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由。

2017年、義務標準法が改正され、小中学校などにおける障がいに応じた特別の指導や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員が基礎定数化されました。しかしながら、学級編成については、2011年に小学校1年生における標準が40人から35人に引き下げられて以降、法改正による引き下げはされていません。経済協力開発機構加盟国と比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、小学校27人、中学校32人と平均を大きく上回っています。

これまでも県費、町費による加配教職員を配置し、教育水準の維持向上を図ってきたところですが、新学習指導要領等への移行及び全面改訂の時期を迎えた今、教職員がよりきめ細かく児童生徒一人一人と向き合うためのさらなる環境整備が必要です。

2017年における日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比4.4%で、OECD加盟国平均に及びません。教育予算を拡充し、教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決を図り、子どもたち一人一人を大切にし、子どもたちの豊かな学びを保障することにつながります。

以上のような理由から、少人数学級編成を進めるための教職員定数改善計画の策定、実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

請願3です。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書です。

請願の趣旨。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度が拡充するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由。

厚労省の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.9%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言えます。また、子どもがいる世帯のうちひとり親など大人が1人の世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯より著しく厳しい経済状況に置かれています。

子どもの進学率においても、ひとり親世帯は全世帯を下回っています。子どもの貧困対策の大きな柱として教育支援は不可欠です。また、子どもの貧困対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちに対して教育相談などを充実する取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが必要です。心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

一の配置拡充が求められています。

日本において大学などの高等教育段階での総教育支出のうち、65%が私費負担で賄われています。2017年度から高等教育段階において国による給付型奨学金が創設されましたが、学生生活調査結果においては、貸与型奨学金の返還に係る負担を理由に受給申請を諦めている学生がふえている実態が指摘されています。

以上のような理由から、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

請願4です。

防災対策の充実を求める請願書。

請願の趣旨。

子どもたちの安心安全を確保するため、巨大地震などの災害を想定した防災対策の充実を図るよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由。

南海トラフ巨大地震の被害想定では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日では約35万人から56万人に上り、1カ月後においても約10万人から20万人が避難所生活を続けることになると推計されています。木曾岬町においても、過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、津波により約400人が死亡すると想定されています。

2018年4月現在、三重県内の津波による浸水が予測される地域などに所在する学校は、公立小中学校で120校あり、その大多数が避難所に指定されています。校舎などのかさ上げ工事などの対策が必要とされる中、いまだ具体的な見通しは示されていません。防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場・多目的トイレ28.4%、窓ガラスや外壁などの落下及び飛散防止対策は実施率22.3%と低い状況となっており、早急な対策が求められます。さらには、避難所となった学校において、地域と連携してどのような初期対応が必要か、教職員が避難所運営にどうかかわるかなどの議論も必要です。

地震や風水害などさまざまな災害を想定した学校施設整備の整備を進めた上で、それがより一層生かされるよう、学校、家庭、地域が連携した防災、減災の地域づくりが急務です。

以上のような理由から、巨大地震などの災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

以上です。

○議長（伊藤好博君） ただいま請願書4件の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第1号について、何か御質疑がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 特に質疑もございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第2号について、何か御質疑がありましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 特に質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、請願第3号について、何か御質疑がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 特に質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、請願第4号について、何か御質疑がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 特に質疑もございませんので、これで質疑を終結します。

続きまして、討論に入りますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論に入ります。

討論は一括討論といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 特に討論がないようですので、討論を終結しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより上程されています請願書の採決を行います。

まず、請願第1号の採決を行います。

日程第25、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第25、請願第1号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第2号の採決を行います。

日程第26、請願第2号、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第26、請願第2号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第3号の採決を行います。

日程第27、請願第3号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡

充を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第27、請願第3号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第4号の採決を行います。

日程第28、請願第4号、防災対策の充実を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第28、請願第4号は採択することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前11時51分散会

○議長（伊藤好博君） 議員の皆さんにおかれましては慎重な御審議ありがとうございます。また、加藤町長を初め執行部の方々には、大変御苦労さんでした。

なお、一般質問日は9月19日午前9時から再開されますので、御出席を賜りますことをお願い申し上げます。